

令和 6 年度 3 月定例委員会

○ 日時：令和 7 年 3 月 28 日(金) 9：00～（議事）

○ 場所：梶原町役場 2 階 議場（大会議室 1）

出席：農業委員 中平紀善・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員 久岡健一・岡林勝・中平勝也・高橋亀一郎・川上厚志
事務局 宮岡慎太郎・中平知砂
欠席 大川事務局長

事務局	皆さんおはようございます。 全員の方が出席となりましたので 3 月の定例会を始めさせていただきます。 中平会長、ご挨拶のほどよろしくお願いいたします。
中平会長	皆さんおはようございます。 3 月も残り 3 日となって来ました。 年度末を迎え皆様に置かれましてはご多用な所、ご出席を頂きまして 3 月の定例会議が開催できます事を厚くお礼申し上げます。 さて、今年の冬は厳しい寒波が到来しましたが、ここにきてあちらこちらで桜の開花宣言が聞かれている所です。 そして、昨夜は大雨と春雷といった天候で春を呼ぶ雷であったと思います。 また、全国各地で山林火災が発生し、特に近隣の今治市でも発生し、昨夜の雨である程度は鎮火したと思われますが住宅までも焼失する状況となっています。 一日でも早く復興することをお祈りしたいと思います。 本日の案件につきましては 2 件の議案とその他の件がございますがご審議賜りますようお願いをいたしまして開会とさせていただきます。 それでは本日の議事録署名員につきましては、中岡委員と押川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いいたします。
事務局	第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請（1 件目） 譲渡人： 譲受人： 対象地： ：

	地 目： 面 積： 4 ページ目以降につきましては計画を記載させていただいております。 ●●につきましては、●●を中心に●●の農地を所有しておりますが、トラクターや田植え機などの機械も所有されておりますが、農作業に従事する者で権利を取得しようとする者が個人である場合は、その者の農作業の経験等の状況となっておりますが、5 ページの中ほどにもありますが、本人が現在農作業従事不可ということもあり、実際は、●●のお母様、息子さん、息子さんの奥様で耕作を行っております。 今回取得する農地につきましても、3 名で行う予定となっております。 また、今回取得する 3 筆につきましては、●●のご家族さんが以前から耕作をしているということで、現在も耕作をされております。 ●●と●●のご関係ですが、●●のお父様が●●と言う方で 30 年ほど前に亡くなられています。 その時に●●に所有が移った時から●●と口頭で貸借をした時から●●が耕作をしています。 場所の確認をさせていただきます。 16 ページ以降に住宅地図や航空写真で掲載させていただいております。 17 ページに地図を乗せていますが●●が●●の宅地ですが水路を下った●●、●●、そして●●ですが、半分はハウスとして使用しています。 中山間直接支払制度ですが 4 期から所有者と耕作者の名義が違う場合は加入できない事になっており、参加はしていませんでしたが、今後 6 期からは中山間直接支払制度にも加入し、農地を守ると伺っています。 現地確認は、中平推進員さんに行っていただいております。 何かご意見はございませんか
中平推進員	問題はありません。
中平会長	只今、事務局からの説明が終わりました。 中平推進委員さんからも特に問題はないようです。 他に皆さん方でご意見はございませんか。 無いようですので第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の 1 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。 続きまして第 1 号議案の 2 件目について事務局より説明を求めます。
事務局	第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請（2 件目） 譲渡人：

	譲受人： 対象地： 地 目： 面 積： 25 ページ目以降につきましては、計画を記載させていただいております。 現在、●●としましては、農地を所有しておりませんが取得後は畑として野菜を作る予定となっております。 機械につきましては、●●の方で所有しております共同利用分の機械を使うようとなっております。 耕作をされるのは、●●と●●となっております。 場所につきましては、33 ページ以降に住宅地図と航空写真を掲載させていただいております。 ●●のお宅の西側に農地がございます。 この土地につきましては、本年まで中山間を活用しておる農地でありまして、もともと田んぼであったところを、近所でありました工事の残土を耕作後入れ、現在は畑となっております。 来年度以降の中山間につきましては、活用をしないというお話を伺っております。 現地確認につきましては、久岡推進委員さんをお願いしました。何かご意見はございませんか。
久岡推進員	ありません。
中平会長	只今事務局からの説明が終わりました。 久岡推進委員さんからも特に問題は無いようです。 他に皆さん方でご意見はございませんか。 ないようですので第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。 続きまして第2号議案 非農地証明願について事務局より説明を求めます。
事務局	第2号議案 非農地証明願 申請者： 対象地： 地 目： 面 積：

	当該地が非農地となった時期及び事由ですが、家の前の道路拡張に伴い家を取り壊し、平成 8 年に当該拡張分に沿って奥に移動して新築をしたことにより非農地になったとのことです。 場所につきましては、●●となっております。 航空写真でもわかりますように、現在は家が建っております。 46 ページ以降に詳細な写真を掲載させていただいております。 48 ページに調査結果を掲載しておりますが、平成 8 年に新築しそれから耕作ができない状態ということから、人口構造物 20 年以上項目エに当てはまりますので非農地として判断をさせていただいております。 現地確認は、中岡委員と高橋推進委員に立会していただいております。 1 件目につきましては、以上で説明を終了いたします。 つづきまして 2 件目もご説明させていただきます。 非農地証明願（2 件目） 申請者： 対象地： 地 目： 面 積： 非農地になった時期及び事由ですが、平成 2 年ごろ国道が開通し、そのころから耕作を放棄しているとのことです。 現地につきましては、53 ページをご確認ください。 ●●の宅前になります。 現在の状況につきましては、桜が植わっているのと、駐車場としてコンクリート舗装もされ宅地の一部となっております。 59 ページに調査書を記載させていただいておりますが、平成 2 年ごろより国道が抜け、耕作が難しくなったため、植樹をしており、一部宅地にもなっておりますことから、項目エの人口構造物 20 年以上に当てはまりますので、非農地と判断させていただきました。 現地につきましては、中岡委員と久岡推進委員に立会していただきました。 何かご意見はありませんか。
久岡推進員	特にありません。
中岡委員	この現状では元に戻すことは不可能と思います。
中平会長	事務局からの 1 件目と 2 件目のご報告が終わりました。 現地確認の委員さんからも特にご意見は無いようですので、皆さんの方から何かご意見はございませんか。

高橋推進員	桜の品種、つまり食用としては加工品として使われますので、その土地は農地として認められています。 農業委員会としては農地として残してもらいたいという考え方もあると思いますが。
中平会長	現況の写真を見ると敷地の中に桜が植えられ農地としては認められないと思いますが。
上田委員	桜で食用として使われる品種はなんですか？
事務局	品種としては良く分かっていませんが●●で加工されている桜等が該当すると思います。
高橋委員	●●で加工されている方は●●より集荷されていますし、●●でも桜を植えて農地として保全をしてゆくと言う考え方もありますし、仮にこの桜が加工用として該当するならば分筆してでも農地として残して行きたいと言う考え方もあると思います。
事務局	今後、県にも桜の品種などを確認してみます。 今回に関しましては桜を収穫して出荷している訳ではありませんし、事務局としては非農地として判断しております。
中平会長	農地を確保したいと言う観点からみれば、その様な考え方も出来ますが現地を確認しつつ考慮しなければならないと思います。 他にご意見はありませんか。 それでは、第2号議案 非農地証明願いの1件目と2件目について一括してご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。ありがとうございました。 続きまして3件目について事務局より説明を求めます。
事務局	非農地証明願（3件目） 申請者： 対象地： 地 目： 面 積： 時期及び事由としましては、平成16年ごろに土地を購入し、数年間は耕作していたが、平成23年ごろには耕作をせず原野化していたとのことです。 対象農地の現状ですが、66ページに詳細な写真を載せておりますが、こちらの農地、年数的には自然荒廃10年以上ということで非農地の判断は出来る所ではありましたが、現地を確認しますと、道路には面しているものの、手を加えれば農地に戻るのではないかという状態にありました。 現地確認に中岡委員と、川上推進委員にいていただいておりますが、現状に

	ついてご意見をお願いいたします。 今回申請に至った理由につきましては、その他の件でも説明はさせていただきますが、現在推進委員さんが 11 月ごろに回っていただいた農地パトロールの結果をもとに、遊休農地について利用意向調査を現在行っております。 70 ページにあるのがその様式です。 この返信にも、土地の地目変更登記の申請と回答が返ってきておりまして、今回の非農地証明願いが提出されました。 事務局としましては、事前に確認をして受付をするべきでしたが、代理の方からの提出ということもあり、現地確認が後になってしまい、先に受付を行ってしまったという事態になりました。 現地確認の日に●●ともお話ができ、この先も管理等できるかわからない。 今後、子の代になっていくのでその前に整理をしておきたいということもおっしゃっております。 現状としましては、耕作が整備をすればできるような状態であります。 津野町にもこのような案件についてはどう対応しているか、ということを確認いたしました。事務局で事前に受け取りを行わないということでした。 今後は、現地確認を慎重に行い、初めから非農地の許可がでないような案件につきましては事前に説明を取り消していくようにしていきます。 以上説明を終了いたします。 ご審議よろしくをお願いいたします。
中平会長	通常に残土ではなく肥土を入れています。 草刈も毎年しているのを見えていますし、いつでも畑に戻すことが出来ると思います。 これを非農地として認める訳にはいかないと思います。
事務局	今回、農地における利用の意向調査がありまして、●●からも土地を整理する目的から申請が上がったものと思います。 事務局としても判断が難しく、農業委員会としての判断をお願いしたいと思います。
中平会長	非農地としての要件を満たしていない。 と言った事で今回は取り下げをしてもらわなければ、安易に認める訳にはいかないと思います。 農業委員会としての権威に関わって来る状況でもあるますし、今後も同じような事案も起こりうると思いますが。
事務局	盛土であり、人工的に作られた農地ですので、今回の案件につきましては、農業委員会としては非農地として認められないという事で取り下げか不許可になると思います。

	●●方には不許可という書類を送付させて頂きたいと思います。
中平会長	今回の非農地証明願いにつきましては要件に至らない、つまり許可には至らないという事でどうでしょうか。 異議がないようですのでそのように回答させて頂きます。 以上で議案は終了しました。 その他の件で事務局より何かありませんか。
事務局	地域計画につきましては地域の農業について地図に落として考えて行きましようと言う事で策定に向けて進めてまいりました。 対象としている農地につきましては第5期、令和6年度の中山間直接支払の該当する農地を対象農地として選んでいます。
事務局	各区の地域計画を説明する。
中平会長	帰ってお目通しを頂きまして何か有りましたら事務局の方にご連絡を頂きたいと思います。 他に何かありませんか。 なければ来月の日程を決めて頂きたいと思います。
事務局	来月は4月25日(金曜日)9時からでお願いします。
中平会長	他に無いようでしたら以上で終了とさせていただきます。 長時間に渡りご検討いただきありがとうございました。 日頃、活動している中で本日もありましたが、残土をしているとかありましたら、早めに指導するのが肝要で有ると思います。
	議事録署名員 中平 勝子 採り 収